レンタル約款

制定日：2026 年 12 月 1 日

第 1 条（目的及び適用範囲）

1. 本約款は、株式会社デザインアーク（以下「当社」という。）が、当社の指定する Web 発注サービスその他当社が認める方法を通じて、法人又は事業として契約する個人事業主（以下「顧客」という。）にレンタル物件を賃貸し、これに付随するサービスを提供する取引の共通条件を定める。
2. 本約款は、顧客が事業のために行う取引に限り適用し、消費者が事業以外の目的で行う取引には適用しない。顧客は、注文時に、当該注文が事業のためのものであることを表明する。
3. レンタル物件に付随する消耗品、部品その他の販売品又は作業について個別契約に定めた場合、その性質に反しない範囲で本約款を準用する。ただし、売買又は請負に特有の条件は、個別契約その他当社と顧客が別途合意する条件による。

第 2 条（定義）

本約款における用語の意味は、次のとおりとする。

1. 「レンタル物件」とは、当社が顧客に賃貸する動産及びその付属品、備品、取扱説明書その他一式をいう。
2. 「Web 発注サービス」とは、当社が顧客に指定又は提供する Web サイト、アプリケーションその他の電磁的方法によるサービスであって、商品検索、見積依頼、注文、変更依頼、期間延長依頼、返却依頼その他レンタル取引に関する機能の全部又は一部を提供するものをいう。
3. 「サービス別運用条件」とは、当社が Web 発注サービスごとに定める、注文に用いる操作、注文受付、注文承諾、通知の到達、保存する記録、障害時の代替手段その他当該 Web 発注サービスに固有の運用条件をいう。
4. 「注文」とは、顧客がレンタルを希望する商品、数量、期間その他所定事項を入力し、当社に契約締結の申込みを送信する行為をいい、Web 発注サービス上で「予約」「予約依頼」「発注」その他これに類する名称が表示される場合を含む。
5. 「注文受付」とは、当社又は Web 発注サービスが注文情報を受信した旨を通知することをいい、第 6 条に定める注文承諾を意味しない。
6. 「注文承諾」とは、当社が、対象となる注文を承諾する旨を、注文番号、対象商品及び確定条件を特定して顧客に通知することをいう。
7. 「個別契約」とは、一つの注文又は当社と顧客が特定した明細について、当社の注文承諾により成立するレンタル契約及びこれに付随する契約をいう。
8. 「商品別個別約款」とは、レンタル物件の種類、性質又は商品群に応じて当社が別途定める約款、特約その他の利用条件をいう。
9. 「引渡し」とは、レンタル物件が顧客又は顧客の指定する者の現実の支配下に置かれ、使用可能な状態で受領されたことをいう。
10. 「返却依頼」とは、顧客が当社に対しレンタル物件の回収又は返却の日程調整を申し込むことをいう。
11. 「返却完了」とは、当社又は当社の指定する者がレンタル物件を回収又は受領し、対象及び数量を確認したことをいう。

第 3 条（適用条件及び優先関係）

1. 個別契約には、当該個別契約において当社と顧客が明示的に合意した条件、当該レンタル物件に適用される商品別個別約款及び本約款が適用される。
2. 当社は、レンタル物件の種類又は性質に応じて、本約款とは別に商品別個別約款を定めることがある。商品別個別約款と本約款の内容が異なる場合、当該レンタル物件については商品別個別約款の定めを優先する。ただし、個別契約において本約款又は商品別個別約款と異なる条件を明示的に合意した場合は、当該個別契約の定めを優先する。
3. 見積書、注文内容、注文承諾通知、注文請書、基本契約書、契約書、覚書、特約その他の文書又は電磁的記録に定める条件は、当該条件を本約款又は商品別個別約款と異ならせる旨が明示され、又はその内容から明らかである場合に限り、第 1 項の明示的に合意した条件となる。
4. Web 発注サービスに関する事業者向け利用規約、ユーザー向け利用規約その他の一般的な利用条件は、当該 Web 発注サービ

ス及びアカウントの利用条件を定めるものであり、当社と顧客とのレンタル取引条件を直接定めるものではない。当該 Web 発注サービス又はアカウントの利用に関する事項には当該利用規約等を適用し、レンタル取引に関する事項には本条第 1 項の条件を適用する。

5. サービス別運用条件、基本契約書その他当社と顧客が別途合意した一般取引条件は、その内容が特定の個別契約又は一定範囲の個別契約に適用されることが明らかな場合には第 1 項の個別に合意した条件として扱い、それ以外の場合には本約款を補充する範囲で適用する。

第 4 条（約款の提示及び同意）

1. 当社は、本約款及び商品別個別約款を、Web 発注サービスその他当社所定の方法により、顧客が注文前に確認できるよう提示する。
2. 顧客は、Web 発注サービスその他当社所定の方法により注文を行うことにより、本約款及び注文商品に商品別個別約款が定められている場合には、当該商品別個別約款に同意したものとする。

第 5 条（アカウント利用者及び権限）

1. 顧客は、Web 発注サービス上で顧客に属するものとして登録されたアカウントその他顧客を識別する認証手段を利用する者に、注文、変更依頼、期間延長依頼、返却依頼その他の操作を行うために必要な権限を付与し、顧客内部の承認手続を履践させるものとする。
2. 当社は、登録済みの顧客アカウントその他顧客を識別する認証手段を用いて行われた操作を、顧客の有効な意思表示又は通知として取り扱うことができる。
3. 顧客内部の承認申請機能の利用、権限区分、ID・パスワードその他認証情報の管理、不正アクセスへの対応その他アカウント管理の詳細は、利用する Web 発注サービスの利用規約等及び顧客の社内規程による。
4. 顧客は、権限の変更又は取消しが必要となった場合、速やかに当該 Web 発注サービス上の設定変更その他所定の手続を行う。
5. ID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 6 条（見積り、注文及び個別契約の成立）

1. 商品検索、商品情報の閲覧又は見積依頼は、顧客による情報収集又は見積提示の依頼であり、注文又は個別契約の成立を意味しない。
2. 当社による見積書の提示は、当該見積書に申込みとしての効力を有する旨を明示した場合を除き、注文の誘引であり、個別契約の成立を意味しない。
3. 顧客は、Web 発注サービスその他当社が認める方法により、商品、数量、レンタル期間、使用場所その他必要事項を入力又は記載して注文を行う。
4. 注文受付は、注文情報を受信したことを示すにすぎず、在庫の確保、納期、配送、搬入、設置条件、与信その他の条件の承諾を意味しない。
5. 当社は、注文受付後、在庫、納期、配送、搬入・搬出経路、設置条件、作業員又は外注先の手配、使用目的・場所、与信その他必要な事項を確認し、必要に応じて顧客に追加情報又は条件変更を求めることができる。
6. 個別契約は、当社が、対象となる注文、対象商品及び確定条件を特定したうえで、注文を承諾する旨を当社所定の方法で顧客に通知し、その通知が顧客に到達した時に成立する。通知方法又は表示名称にかかわらず、単なる注文受付、自動返信又は担当者による検討中の連絡は、注文承諾に含まれない。
7. 当社の承諾内容が顧客の注文内容と異なる場合、当該通知は条件変更の申込みとし、顧客が当社所定の方法で承諾した旨を通知し、その通知が当社に到達した時に、変更後の内容で個別契約が成立する。
8. 当社が注文の全部を承諾できない場合、当社は注文の全部を拒絶し、又は顧客の同意を得て一部の商品若しくは数量について個別契約を成立させることができる。

第 7 条（個別契約の内容）

1. 個別契約には、必要に応じて次の事項を定める。
   - 商品名、品番、仕様、規格及び数量

- 使用目的及び使用場所
- レンタル期間、納入予定日及び返却予定日
- 基本料、日額その他のレンタル料及びその計算方法
- 搬入搬出料、運搬料、設置料、組立料、撤去料、作業料、時間外・休日対応費、特殊搬入出費、養生費その他の費用
- 支払条件
- 適用される商品別個別約款
- 検査、保守、保険、返却その他当該取引に必要な条件

2. 注文内容と注文承諾通知の内容が異なる場合、注文承諾通知に差異が明瞭に表示され、顧客が第 6 条第 7 項により承諾した範囲で、注文承諾通知の内容を個別契約の内容とする。
3. 個別契約、商品別個別約款、価格表、カタログその他一般的な資料の価格が異なる場合は、個別契約、商品別個別約款、価格表・カタログその他一般的な資料の順に優先する。ただし、価格表又はカタログが商品別個別約款の一部として特定されている場合は、当該商品別個別約款の一部として取り扱う。

第 8 条（注文撤回、キャンセル及び注文内容の変更）

1. 顧客は、個別契約成立前であれば、当社所定の方法による通知が当社に到達することにより注文の全部又は一部を撤回できる。ただし、顧客の依頼により当社が個別契約成立前に特注、外注、輸送その他の手配に着手することを顧客が承認した場合、顧客は、その撤回により当社に生じた合理的な実費を負担する。
2. 個別契約成立後、引渡し前に顧客が全部又は一部のキャンセルを希望するときは、当社に申し込み、当社の承諾を得るものとする。
3. 前項のキャンセルについて、個別契約又は適用される商品別個別約款に別段の定めがない場合、顧客は、キャンセルまでに当社に生じた運搬、製作、調達、外注、作業員確保その他の取消不能又は合理的な実費を負担する。
4. 顧客都合による納入日、数量、商品、使用場所、搬入・設置条件その他の変更は、新たな申込みとし、当社が承諾したときに効力を生ずる。変更により追加費用又は納期変更が生じる場合、当社は承諾前にその内容を提示する。
5. 一部キャンセル又は一部変更の場合における残存商品の運搬、作業、値引その他の条件は、当社と顧客が協議して定める。

第 9 条（納入及び引渡し）

1. 当社は、個別契約に定める納入予定日及び場所において、レンタル物件を顧客に引き渡す。
2. 納入予定日は、個別契約に確定日として明示した場合を除き予定であり、当社は、在庫、輸送、施工その他の状況により変更が必要となるときは、速やかに顧客に通知して協議する。
3. 顧客は、搬入・設置に必要な許可、搬入経路、エレベーター、駐車場所、電源、通信、養生その他個別契約又は商品別個別約款に定める条件を、納入時までに確保する。
4. 顧客の責めに帰すべき事由により納入又は設置ができない場合、当社は、再配送、待機、保管、再訪問、追加人員その他合理的に生じた費用を顧客に請求できる。この場合のレンタル期間の開始日は、第 11 条第 2 項による。
5. 引渡しは、受領書、電子的な受領操作、配送記録、作業完了記録その他合理的な方法により記録する。顧客が正当な理由なく受領記録の作成に協力しない場合であっても、現実に引渡しが完了したことを他の記録により確認できるときは、当該確認時点で引渡しがあったものとする。
6. 当社は、運送、搬入、設置、撤去、保守又は回収の全部又は一部を、適切な第三者に委託できる。

第 10 条（受領検査及び契約内容不適合）

1. 顧客は、引渡し後直ちに、レンタル物件の種類、仕様、数量、外観、作動及び付属品を、個別契約又は商品別個別約款に定める方法で検査する。
2. 顧客は、通常の検査により発見できる数量不足、外観上の損傷又は作動不良を発見したときは、引渡日から 3 営業日以内に、その内容を当社に通知する。期間内に通知がない場合、当該検査で合理的に発見できた事項について、引渡時に契約内容に適合していたものと推定する。
3. 通常の検査では発見できない不具合をレンタル期間中に発見した場合、顧客は、発見後直ちに使用を停止し、当社に通知して指示に従う。

4. レンタル物件が個別契約の内容に適合せず、かつ顧客の責めに帰すべき事由によるものでない場合、当社は、合理的な期間内に、修理、交換、不足分の納入、再設置その他合理的な方法により是正する。方法の選択に当たっては、契約目的、緊急性、費用及び顧客への影響を考慮する。
5. 前項の是正によっても契約目的を達成できないとき、顧客は、当該レンタル物件に係るレンタル料の相当額の減額又は当該部分の個別契約の解除を求めることができる。ただし、法令又は個別契約に別段の定めがある場合はこれに従う。
6. 顧客の誤使用、無断改造、設置環境の不備、消耗品の未交換その他顧客の責めに帰すべき事由による不具合について、当社は前 2 項の責任を負わず、点検、出張、修理、交換その他の合理的な費用を顧客に請求できる。
7. 商品固有の検査方法、通知期限、停止手順、点検又は代替措置は、商品別個別約款又は個別契約で定めることができる。

第 11 条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、個別契約に定める。
2. レンタル期間の開始日は、原則としてレンタル物件の引渡日とする。ただし、顧客の責めに帰すべき事由により、合意した納入日に引渡しができない場合は、当該合意日又は当社がレンタル物件を顧客のために確保し納入可能となった日のいずれか遅い日を開始日とすることができる。
3. レンタル期間の終了日は、第 29 条に定める返却完了日とする。返却依頼の送信日又は返却日時の確定日だけでは、レンタル期間は終了しない。
4. 顧客が、返却希望日までに必要な返却依頼を行い、合意した返却日時に対象物件を回収可能な状態で準備したにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により回収が遅れた場合、レンタル期間は、合意した返却日時に終了したものとしてレンタル料を計算する。ただし、顧客が引き続きレンタル物件を使用した場合はこの限りでない。なお、顧客の返却依頼が返却希望日の 10 営業日前以降に行われ、当社の配車調整がつかず、返却希望日より後の回収日を顧客と合意した場合は、その回収日までレンタル料が発生する。
5. 一部返却の場合、返却が完了したレンタル物件ごとにレンタル期間を終了する。
6. 商品固有の稼働日、月単位、最低利用期間その他異なる期間計算を適用する場合は、商品別個別約款又は個別契約に明示する。

第 12 条（レンタル料及びその他の費用）

1. レンタル料は、個別契約に別段の定めがない限り、商品ごとに「基本料＋日額レンタル料×レンタル日数」により算定する。レンタル日数は、第 11 条に定める開始日及び終了日の両日を含めて計算し、開始日と終了日が同日の場合は 1 日とする。
2. 顧客は、レンタル料のほか、個別契約、商品別個別約款又は注文前に提示された価格表に定める場合、次の費用を負担する。
   - 搬入搬出料及び運搬料
   - 設置料、組立料、撤去料及び作業料
   - 時間外・休日対応費及び待機費
   - 特殊搬入出費、養生費及び再訪問費
   - 消耗品費及び交換部品費
   - 修理費、清掃費及び原状回復費
   - 紛失、滅失、毀損又は付属品欠品に伴う費用
   - 引取不能又は回収延期に伴う再訪問、待機、運搬、保管その他の費用
   - 残置物又は残存データの撤去、保存、消去又は処分費用
   - その他当社と顧客が個別に合意した費用
3. 注文時に金額を確定できない費用は、その発生条件、算定方法又は見積りが必要である旨を注文前に表示し、実際に発生する前に、緊急その他やむを得ない場合を除き、当社が顧客に提示する。
4. 表示金額には、消費税及び地方消費税を含む旨を明示した場合を除き、これらを含まない。

第 13 条（請求及び支払）

1. 当社は、当社と顧客との間で締結された基本契約書、個別契約又は別途合意した取引条件に従い、顧客に請求書を発行する。
2. 顧客は、請求書に記載された金額を、基本契約書、個別契約又は別途合意した取引条件に定める締日及び支払日までに、当社指定の銀行口座に振り込む。振込手数料は、別段の合意がない限り顧客の負担とする。

3. 締日、支払日、請求単位、前払金、保証金その他の支払条件は、基本契約書又は個別契約に定める。
4. 顧客が請求内容に合理的な疑義を有するときは、支払期限前に当社に通知し、当社と誠実に確認する。争いのない部分の支払は猶予されない。

第 14 条（遅延損害金）

顧客が金銭債務の履行を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済日まで、年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第 15 条（期間延長）

1. 個別契約又は商品別個別約款に別段の定めがない限り、レンタル期間は、返却予定日を経過した場合であっても、第 29 条に定める返却完了まで自動的に延長される。返却予定日は、返却手続及び在庫管理上の予定日であり、その経過のみをもって個別契約又はレンタル期間は終了しない。
2. 顧客は、返却予定日を超えて使用を継続することが見込まれる場合、延長後の返却予定日を明示して、Web 発注サービスその他当社所定の方法で期間延長依頼を行うものとする。期間延長依頼は、返却予定日の更新及び当社の在庫管理等のための通知であり、当該依頼又は当社の承諾の有無にかかわらず、前項によりレンタル期間は自動的に延長される。
3. 自動延長された期間の延長料金は、個別契約又は商品別個別約款に別段の定めがない限り、当初の個別契約に定める日額レンタル料その他の価格条件により算定する。
4. 商品の性質、在庫計画、後続予約、保守その他の事情により自動延長を適用しない場合は、その旨及び延長に必要な手続を商品別個別約款又は個別契約に明示する。
5. 中途解約、解除その他により返却期限が定められた後に当該期限までに返却しない場合も、返却完了までレンタル期間は自動的に延長され、顧客は第 3 項の延長料金を支払う。顧客の責めに帰すべき事由により回収できない場合は、第 30 条を適用する。

第 16 条（期間短縮及び中途解約）

1. 引渡し後に顧客がレンタル期間の短縮又は個別契約の全部若しくは一部の中途解約を希望するときは、個別契約又は商品別個別約款に定める期限までに、当社所定の方法で申し込む。
2. 期間短縮又は中途解約は、当社がその条件及び返却日時を承諾したときに効力を生じ、返却完了日をもって当該レンタル物件のレンタル期間が終了する。
3. 短縮料金又は中途解約料は、個別契約又は商品別個別約款に別段の定めがない場合、当初のレンタル料から基本料を除いた日割料金に、返却完了日の翌日から当初の返却予定日までの残日数を乗じた金額を基準として、当社と顧客が協議して定める。当社から顧客への返金が生じる場合、その方法及び返金日は、当社と顧客が協議して定める。
4. 一部返却により残存商品の運搬、作業又は価格条件が変わる場合、その変更内容は、当社と顧客が協議して定める。

第 17 条（所有権及び標識）

1. 顧客は、レンタル期間中及びその終了後を問わず、レンタル物件の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 当社は、レンタル物件に所有権、管理番号、調整済み表示、注意事項その他必要な標識を付すことができ、顧客は、当社から求められたときは、当社が指定する標識をレンタル物件に付さなければならない。
3. 顧客は、前項の標識を除去、隠蔽、改変又は汚損してはならない。

第 18 条（使用及び管理）

1. 顧客は、引渡しを受けたときから返却完了まで、善良な管理者の注意をもってレンタル物件を使用、保管及び管理する。
2. 顧客は、個別契約に定める使用目的及び使用場所の範囲内で、法令、行政上の指導、取扱説明書、注意表示、商品別個別約款及び当社の合理的な指示に従ってレンタル物件を使用する。
3. 顧客は、必要な資格者、管理者、作業員、使用前点検、安全措置及び保守を確保し、事故又は第三者への損害を防止する。
4. 商品固有の資格、届出、環境条件及び禁止事項は、商品別個別約款又は個別契約に定める。

第 19 条（第三者使用、譲渡、転貸及び担保設定）

1. 顧客は、当社の事前の承諾なく、レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、使用させ、占有を移転し、又は担保に供してはならない。
2. 顧客の役員又は従業員が顧客の業務のためにレンタル物件を使用する場合、顧客は、当該使用者に本約款及び商品別個別約款を遵守させ、その行為について自己の行為と同様の責任を負う。顧客が委託先その他の第三者にレンタル物件を使用させる場合は、事前に当社の承諾を得なければならない。
3. 第三者使用について当社の承諾を得た場合でも、顧客の支払義務及び管理責任は免れない。

第 20 条（移動、改造等の禁止）

顧客は、当社が認める方法による事前の承諾なく、次の行為をしてはならない。

1. レンタル物件を合意した使用場所以外に移動し、又は用途を変更すること。
2. レンタル物件を改造、加工、分解、塗装、模様替えし、又は設定を不正に変更すること。
3. 搬入時に合意したもの以外の動産又は不動産に固定又は付着させること。
4. その他レンタル物件の価値、安全性、性能又は返却可能性を損なう行為をすること。

第 21 条（点検、保守及び当社による確認）

1. 顧客は、取扱説明書、商品別個別約款又は個別契約に定める使用前点検、日常点検、定期点検及び消耗品交換を実施し、その記録を求められた場合に当社へ提示する。
2. 法令上又は商品の安全・保全上必要な点検、修理、交換又は回収がある場合、当社は、事前に顧客と日時及び方法を調整したうえで、レンタル物件の状態及び使用場所を確認できる。緊急の場合は、可能な限り速やかに顧客へ連絡する。
3. 顧客は、前項の確認及び作業に合理的な範囲で協力する。
4. 点検・保守の分担及び費用は、商品別個別約款又は個別契約に定める。

第 22 条（使用環境等の確保）

1. 顧客は、レンタル物件の使用、搬入、設置、保守及び撤去に必要な電源、通信回線、接地、温度、湿度、耐荷重、屋内外条件、作業空間、搬入経路、法令上の許可その他の環境を、自己の責任と費用で確保する。
2. 前項の条件が確保されないことにより納入、設置、使用、保守又は回収が遅延し、追加作業が必要となった場合、顧客は、合理的な追加費用を負担する。

第 23 条（事故、不具合、盗難等の通知）

1. 顧客は、レンタル物件に故障、事故、損傷、汚損、盗難、紛失、滅失、権利侵害、差押えその他異常が生じ、又はそのおそれがあるときは、直ちに使用を停止し、被害拡大を防ぐ措置を講じたうえで、当社に通知して指示に従う。
2. 顧客は、警察、消防、保険会社その他関係機関への届出が必要な場合、速やかにこれを行い、事故報告書、写真、届出受理番号その他当社が合理的に求める資料を提出する。
3. 緊急時を除き、顧客は、当社の承諾なくレンタル物件を修理し、廃棄し、又は第三者に引き渡してはならない。

第 24 条（保険）

1. 当社は、レンタル物件について、原則として動産保険その他の保険又は補償制度を付さない。
2. 前項にかかわらず、当社が特定の商品に保険又は補償制度を適用する場合は、その旨並びに対象、期間、補償限度額、免責金額、対象外事由、事故時の手続及び顧客負担を、当該商品に適用される商品別個別約款に明示する。
3. 保険又は補償制度の適用がある場合、顧客は、第 23 条の通知及び資料提出に協力する。

第 25 条（通常損耗、滅失、毀損及び汚損）

1. 通常の用法に従った使用及び経年により生じる通常損耗は、顧客の原状回復又は損害賠償の対象としない。
2. 顧客、顧客の役員・従業員・委託先その他顧客の支配下にある者の故意又は過失、契約違反、管理不十分その他顧客の責めに帰すべき事由により、レンタル物件が滅失、毀損、汚損若しくは紛失し、又は部品・付属品が欠品した場合、顧客は、当社に生じた損害及び合理的な費用を負担する。

3. 修理可能な場合、顧客の負担は、合理的な修理費、部品費、清掃費、運搬費、調査費及び修理期間中に現実に生じた合理的な損害とする。
4. 修理不能、全損、盗難、紛失又は経済的全損の場合の損害賠償額は、当該レンタル物件と同等品を市場から新規購入する費用を基準として、当社と顧客が協議して定める。
5. 商品固有の汚損基準、清掃基準、修理単価、再調達基準又は使用不能期間の価格は、商品別個別約款又は個別契約で定めることができる。

第 26 条（第三者損害及び権利侵害）

1. 顧客によるレンタル物件の設置、保管又は使用により第三者に損害が生じた場合、顧客は、自己の責めに帰すべき範囲でこれを解決し、当社に損害又は費用を生じさせない。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
2. レンタル物件を使用することにより、第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権、個人情報その他の権利が侵害され、又は法令に抵触したことにより損害若しくは紛争が生じた場合、顧客は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、自己の責任と費用でこれを解決する。

第 27 条（返却準備）

1. 顧客は、レンタル期間の満了、中途解約、解除その他返却事由が生じたときは、レンタル物件の使用を終了し、通常損耗を除き引渡時の状態に原状回復して返却する。
2. 顧客は、付属品、部品、鍵、ケーブル、記録媒体、取扱説明書その他引渡しを受けた一式を揃え、当社又は当社の指定する者が安全に回収できる状態にする。
3. 顧客は、回収前に、レンタル物件と顧客の設備との接続解除、必要なデータのバックアップ及び消去、残置物の撤去その他商品別個別約款又は個別契約に定める準備を完了する。

第 28 条（返却依頼及び返却日時の確定）

1. 顧客は、個別契約又は商品別個別約款に定める期限までに、Web 発注サービスその他当社所定の方法で、対象商品、数量、使用場所及び希望日時を示して返却依頼を行う。
2. 返却依頼は、回収又は返却の日程調整の申込みであり、その送信、注文受付又は自動返信だけで返却日時が確定し、個別契約が終了し、又は返却が完了するものではない。
3. 当社は、回収車両、作業員、搬出経路、撤去作業その他必要事項を確認し、顧客と調整のうえ返却日時を確定する。
4. 確定した返却日時が返却予定日後となる場合、レンタル期間及び延長料金は第 15 条による。ただし、第 11 条第 4 項によりレンタル期間が終了したものとして取り扱う場合は、この限りでない。返却日時の確定に伴い、個別契約に定めのない追加作業又は追加費用が発生する場合、その内容は、当社と顧客が協議して定める。

第 29 条（回収、返却確認及び返却完了）

1. 当社又は当社の指定する者は、確定した返却日時にレンタル物件を回収し、対象商品及び数量を確認する。
2. 返却完了日は、当社又は当社の指定する者がレンタル物件を現実に回収又は受領し、対象及び数量を確認した日とする。返却確認は、返却受領書、電子的な確認記録、配送記録その他合理的な方法で行う。
3. 返却時に外観、作動、内部状態又は付属品を直ちに確認できない場合、当社は、回収後 10 営業日以内に検査し、通常損耗を超える毀損、汚損、紛失、欠品その他の異常を発見したときは、その期間内に、写真、点検記録、修理見積その他合理的な資料を示して顧客に通知し、本約款又は商品別個別約款に基づき、修理費、清掃費、再調達費、紛失若しくは欠品に係る費用その他当社に生じた損害及び合理的な費用を顧客に請求できる。返却確認は、返却時に発見できなかった異常について当社が合理的な請求をする権利を放棄するものではない。

第 30 条（一部返却及び引取不能）

1. 一部返却の場合、返却が完了した商品についてのみレンタル期間が終了し、未返却の商品については個別契約が継続する。
2. 顧客の責めに帰すべき事由により、確定した返却日時に回収できない場合、顧客は、再訪問、待機、運搬、保管その他当社に合理的に生じた費用を負担する。

第 31 条（残置物及び残存データ）

1. 顧客は、返却前に、レンタル物件内又はこれに付着した顧客若しくは第三者の物品を撤去し、保存されたデータ、アカウント、認証情報及び設定を、法令及び商品別個別約款に従って消去する。
2. 返却後に残置物がある場合、当社は、顧客に通知し、相当の期間を定めて引取りを求めることができる。期間内に引取りがないとき、又は保管が困難若しくは危険であると合理的に判断されるときは、法令に反しない範囲で廃棄その他の処分を行い、その合理的な費用を顧客に請求できる。
3. 返却後にデータ又は認証情報が残存している場合、当社は、原則としてこれを利用せず、商品再利用又は情報保護のため合理的に必要な範囲で消去又は初期化できる。復元、移行又は保管の義務を負わない。
4. 当社は、残存データの取扱いに当たり合理的な安全管理措置を講ずる。ただし、顧客が消去義務を怠ったことにより生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある範囲を除き責任を負わない。

第 32 条（秘密情報、個人情報及び取引記録）

1. 当社及び顧客は、個別契約に関連して相手方から開示を受けた営業上、技術上その他の非公知情報を、個別契約の履行以外の目的に使用せず、法令に基づく場合又は相手方の事前承諾がある場合を除き、第三者に開示しない。
2. 前項は、公知情報、受領前から適法に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務なく取得した情報及び受領情報によらず独自に開発した情報には適用しない。
3. 当社は、Web 発注サービスの利用又は個別契約の履行に伴い取り扱う個人情報を、適用法令、当社のプライバシーポリシー及び当該 Web 発注サービスに関する表示に従って取り扱う。
4. 当社及び顧客は、注文、承諾、納入、検査、返却、請求及び支払に関する電磁的記録を、適用法令及び各自の文書保存規程に従って保存する。
5. 本条第 1 項の義務は、個別契約終了後 5 年間存続する。ただし、個人情報及び営業秘密は、法令又はその性質上必要な期間、引き続き適切に取り扱う。

第 33 条（Web 発注サービスの停止・障害及び代替手段）

1. Web 発注サービスは、注文、依頼、通知その他必要な手続を行う方法の一つであり、その利用を必須とするものではない。Web 発注サービスの通信障害、保守、停止その他の理由により所定の操作ができない場合、顧客及び当社は、電子メール、電話、FAX、書面その他当社が認める方法により、必要な手続を行うことができる。
2. Web 発注サービス自体の提供条件、停止、データ管理及びシステム運営者の責任は、当該 Web 発注サービスの利用規約等による。

第 34 条（不可抗力）

1. 天災地変、火災、洪水、感染症の流行、戦争、暴動、テロ、法令の制定改廃、公権力による命令、労働争議、輸送若しくは通信の重大な障害、供給元の操業停止、顧客の都合その他当社の故意又は重大な過失によらない事由により、レンタル物件の引渡し又は返却の受領が遅延し、又は不能となった場合、当社は、これにより顧客に生じた損害について責任を負わない。
2. 当社は、前項の事由を知ったときは、可能な限り速やかに顧客に通知し、その影響の回避又は軽減に合理的に努める。

第 35 条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 当社又は顧客は、個別契約の解約を希望するときは、解約の時期、条件及び解約後の措置について協議し、合意により当該個別契約の全部又は一部を解約できる。ただし、第 8 条又は第 16 条に定める場合は、各条の定めに従う。
2. 当社は、顧客の財産状態が悪化し、当社に対する債務の履行に不安があると合理的に認められるときは、個別契約の全部又は一部を解除できる。
3. 当社又は顧客は、相手方に次の事由が生じたときは、催告を要せず、個別契約の全部又は一部を解除できる。
   - 本約款、商品別個別約款又は個別契約に違反したとき
   - 支払停止又は支払不能となったとき
   - 手形又は小切手が不渡りとなったとき
   - 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売又は公租公課の滞納処分を受けたとき

- 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する手続の申立てがあったとき
- 解散、営業の全部若しくは重要な一部の廃止又は譲渡を決議し、個別契約の履行が著しく困難となったとき
- 必要な許認可の取消し又は営業停止その他の処分を受け、個別契約の目的達成が困難となったとき

4. 第 2 項又は前項により個別契約を解除された当事者は、相手方に対する金銭債務について期限の利益を失い、直ちに全額を支払う。
5. 解除は、解除前に生じた価格、費用、損害賠償その他の権利義務に影響しない。

第 36 条（終了後の返還及び回収協力）

1. 個別契約が解約又は解除により終了したとき、顧客は、直ちにレンタル物件の使用を停止し、第 27 条から第 31 条までに従って返却する。
2. 顧客は、当社又は当社の指定する者が、事前に日時及び方法を調整したうえでレンタル物件を回収するため、使用場所への立入り、撤去及び搬出に合理的に協力する。
3. 顧客が正当な理由なく返還又は回収への協力を拒む場合、当社は、保全処分、訴訟、強制執行その他法令に従った手続により返還を求めることができ、そのために合理的に要した費用を、法令上認められる範囲で顧客に請求できる。

第 37 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び顧客は、自ら又は自らの役員その他経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に関与する関係その他社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたり確約する。
2. 当社及び顧客は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的要求、法的責任を超える不当な要求、脅迫的言動、暴力、風説の流布、偽計若しくは威力による信用毀損若しくは業務妨害その他これらに準ずる行為を行わない。
3. 当社又は顧客は、相手方が前 2 項に違反したときは、催告を要せず、個別契約の全部又は一部を解除できる。
4. 前項により解除した当事者は、その解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わず、違反当事者に対し自己に生じた損害の賠償を請求できる。

第 38 条（本約款及び商品別個別約款の変更）

1. 当社は、法令の変更、Web 発注サービスの導入・変更若しくは機能変更、取扱商品の変更その他合理的な必要がある場合、民法その他の法令に従い、本約款を変更できる。
2. 当社が、変更が顧客一般の利益に適合し、又は契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の有無及び内容その他の事情に照らして合理的であることを理由に本約款を変更するときは、変更内容、効力発生日及び変更後の約款を、効力発生日までに相当な周知期間を置いて、当社 Web サイト若しくは Web 発注サービス上への掲載、電子メールその他適切な方法で周知する。
3. 前項の変更は、法令上既存の個別契約に適用することが認められる場合を除き、効力発生日後に成立する個別契約に適用する。既存の個別契約に重要な不利益を及ぼす変更を適用する場合に限り、当社は、顧客の個別同意を取得する。
4. 商品別個別約款を変更する場合、当社は、名称、対象商品、版数、変更日及び適用開始日を管理し、当該商品を注文する顧客が注文前に変更後の内容を閲覧し、同意できる状態にする。
5. 商品別個別約款の変更は、原則として効力発生日後に成立する個別契約に適用し、既存の個別契約には、当該顧客の同意又は法令上認められる変更要件を満たさない限り適用しない。

第 39 条（通知及び意思表示の到達）

1. 本約款に基づく通知又は意思表示は、Web 発注サービス、電子メール、書面その他当社が認める方法により行う。電子メールにより行う場合は、相手方が登録した電子メールアドレス宛てに送信する。
2. 電磁的方法による通知又は意思表示は、相手方が指定又は登録したシステム若しくは電子メールサーバーに記録され、通常アクセス可能な状態となった時に到達したものとする。ただし、送信者が配信不能を認識した場合はこの限りでない。

3. 顧客は、登録情報を最新かつ正確に維持する。顧客が変更を怠ったため通知が到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
4. 契約成立、価格変更、期間変更、キャンセル又は解除その他重要な意思表示について、当事者は、その内容及び到達を確認できる記録を保存する。

第 40 条（権利義務の譲渡）

顧客は、当社の事前の承諾なく、個別契約上の地位又は個別契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第 41 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本約款及び個別契約には、日本法を適用する。
2. 本約款又は個別契約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 42 条（協議）

本約款又は個別契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項について、当社及び顧客は、法令及び取引慣行に従い、誠実に協議して解決する。

附則

本約款は、2026 年 12 月 1 日以後に成立する個別契約に適用する。